
潜水装置規則

規
則

2007年 第1回 一部改正

2007年 2月 1日 規則 第8号

2006年 11月 17日 技術委員会 審議

2006年 12月 19日 理事会 承認

2007年 1月 24日 国土交通大臣 認可

2007年2月1日 規則第8号
潜水装置規則の一部を改正する規則

「潜水装置規則」の一部を次のように改正する。

2章 潜水装置の検査

2.2 登録検査

2.2.2 提出図面及び資料

-2.(9)を削り，(10)を(9)と改める。

附 則

1. この規則は，2007年2月1日から施行する。
2. 2006年9月1日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され，かつ，少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%*のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例によることができる。

* 高速船については，1%を3%に読み替える。